

第8章 労働日

第3節 搾取にたいする法的制限を欠くイギリスの産業所部門

※前回の第2節は工場法の制限があるにも拘わらず「法定時間を超える過度労働の強要」の実態を見た

- ※イギリス工場法(Wiki)… 1802年に始まり、オーエンらの努力により1819年の改定を経て、1833年の「一般工場法」で一応の達成を見た。…木綿・羊毛・亜鉛・絹の4産業部門のみ
- ・1833年制定時…9歳未満の児童の労働を禁止。9歳～18歳未満の労働時間を週69時間以内に制限。その監督をする工場監督官の配置を義務化（任命）
 - ・1844年改正…女性労働者の労働時間を18歳未満の労働者（若年労働者）なみに制限。
 - ・1847年改正…若年労働者と女性労働者の労働時間を1日あたり最高10時間に制限。
 - ・1867年改正…繊維産業のみならず、50人以上の工場全般が対象となる。
 - ・1874年改正…週56時間労働制の実施（平日＝10時間まで、土曜は6時間まで）。

※。ロバート・オーウェンは1810年に1日10時間労働を訴え、経営していたニュー・ラナークの工場実践に移した。さらに1817年には1日8時間労働を新たな目標とし、「仕事に8時間を、休息に8時間を、やりたいことに8時間を」のスローガンを作り出した。

※フランスの労働者は1848年革命後によりやく1日12時間労働を勝ち取った。

1890年5月1日、フランス革命百周年の記念日を迎え、フランスを本部とする第二インターナショナルは、アメリカ労働組合の呼びかけに応じて、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、ラテンアメリカなど世界各地で一斉に集会やデモをすることを決めた。これ以降、毎年5月1日に世界各国でメーデーが開催されるようになった。「仕事に8時間を、休息に8時間を、おれたちがやりたいことに8時間を！」（「8時間労働の歌」）のスローガンが訴えられた。

※1917年、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は初めて国の法律として8時間労働制を確立した。

※1919年、国際労働機関（ILO）第1回総会で「1日8時間・週48時間」という労働制度を定め、国際的労働基準として確立した

p114-(今回は)「労働力の搾取が今日なお無拘束であるかまたは昨日はまだ無拘束だった若干の諸部門」（法的制限のない過度労働の実態）の考察に入る。

p115-①レース製造業、9歳－10歳の児童労働。

- ・無制限な奴隷状態の、社会的、肉体的、道徳的、知的関係における奴隷状態…

p116-②陶器製造業の児童労働。7歳の15時間労働、12歳の…、10歳の…

p-117-118「製造業地方の生存年齢が、非常に短い」

- ・「肉体的および精神的に、退化した住民」、陶工は…短命である。肺の病気…陶工喘息、または陶工肺病の名で知られている。

p119-③マッチ製造業。半数は13歳未満の児童および18歳未満の少年。

- ・特有の顎癒癩症、…燐毒のみちた作業現場

p120-122 ④壁紙工場。児童労働の例

p122-129 ⑤製パン業。実態… p126まで続き

p127 ※「夜間労働は1824年になってはじめて、真に足場を築いた」。

製パン業のツンフト的性格が崩壊して、資本家が…名目上の製パン業親方の背後に現れ
てから、発展した。 ツンフト＝手工業者のギルド。商人ギルドと区。

p128-製パン職人は短命な労働者…幼年時死亡を幸い免れた後も 42 歳に達することは稀。

p129-⑤農業労働者

⑥鉄道労働者…「数百の旅客をあの世に輸送した」(怠慢が事故の原因)…過度労働の実態

p132-136 ⑦婦人服製造女工と⑧大物鍛冶工の例

・ 20 歳の婦人服製造女工の死亡「詰め込みすぎた作業室における長い労働時間と、狭すぎる換気の悪い寝室のために死んだ」

・ (労働過重によって)大物鍛冶工は、毎年 1000 人につき 31 人の割合で、イギリス成年男子の平均死亡率より 11 人多い割合で、死ぬ。

第 4 節 昼間労働および夜間労働。交代制

p136-138(まとめ的に)

- ・ 不変資本、生産手段は…剰余労働を吸収するためにのみ存在する。
- ・ 使用されずにある時間中は、それらは無用な資本前貸を代表する。=損失
- ・ 自然日の限界を超えて夜間に及ぶ労働日の延長は、ただ姑息薬としての作用しかない。生きた労働の血に対する吸血鬼の渴きを、ただある程度鎮めるにすぎない。
- ・ (24 時間労働が)資本主義的生産の内在的衝動である。これは肉体的に不可能であるから(昼間労働と夜間労働)の交代が必要である…交替制、輪番制
- ・ (この 24 時間生産過程は)今日なお…溶鉱炉、鍛冶工場、圧延工場その他の金属工場において制度として存在している。
- ・ 夜間労働…生産過程を絶え間なく 24 時間継続することは、名目的労働日の限界を超えるための絶好の機会を提供する。

P139 → (報告書から)主に過酷な児童労働…反抗することなくひたすら従順に働く児童労働

P140-①圧延工場…名目労働日が朝 6 時～夕方 5 時半(11 時間半拘束)。

- ・ 1 少年…毎週 4 晩、38 時間半、6 カ月
- ・ 2 少年… 9 歳時、12 時間交替の 3 回分。10 歳時、2 日 2 晩続けて労働
- ・ 3 少年… 10 歳。3 晩は朝 6 時から 18 時間、他の晩は 15 時間
- ・ 4 少年… 13 歳。午後 6 時から 18 時間、3 交替を引続いて月曜朝から火曜夜まで
- ・ 5 少年… 12 歳、朝 6 時から 18 時間を 14 日間

P143-②製鋼工場… 18 歳未満の少年の夜間労働がないとうまくいかない。熟練工と係の長とは容易に得がたいが、少年はほしただけ得られる。

P144- ③製鋼製鉄工場…大人二人に対して少年が一人か二人の割合。少年は交替で夜間労働に

P145-③巨人製鋼製鉄工場…児童および少年の夜間労働の禁止は「不可能」

P146-④製鋼圧延鍛鉄工事用…少年を単なる昼間労働に制限することは、(仕事を覚えるという)目的に適わない。

P148-・剰余労働… 24 時間では、12 時間よりも、より多くを吸収する。

・ (労働吸収機能の中断は)非常に高価な機械装置が、半分の時間は遊んでいるという損失。

・ 溶鉱炉は、労働の昼夜交替によって少しも傷まない